

発 信 者	警 務 部 長	発 信 年 月 日	2 9 . 3 . 2 8
宛 先	所 属 長	担 当 課	警 務 課

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の推進について

1 趣旨

犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）に対する被害者情報の提供（以下「情報提供制度」という。）については、「犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報取扱要領」（平成24年3月16日例規第4号）により実施しているところであるが、同制度を効果的に推進するため、対象となる事件及び運用上の配慮事項を示すもの。

2 情報提供制度の重要性

情報提供制度は、長期にわたって被害者等の幅広い要望に対応することができる早期援助団体が、被害者の情報を把握した上で、同団体から被害者等に連絡することにより、二重の聴取・説明に係る負担を軽減した支援を早い段階から可能にする制度である。

長野県では、特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター（以下「支援センター」という。）が早期援助団体に指定されている。

3 情報提供の要件

人の生命又は身体を害する罪に当たる行為により、死亡、重傷病又は障害（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。）が発生し、被害者等の被害状況、心身の状態等から早期援助団体による支援が必要と認めるときは、被害者等の同意を得て、情報提供することができる。

原則として、次の罪（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）に係る事件について、情報提供を検討すること。

殺人罪

強盗致死傷罪

強姦罪（準強姦罪、集団強姦罪、強姦致死傷罪、強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪を含む。）

強制わいせつ罪（準強制わいせつ罪及び強制わいせつ致死傷罪を含む。）

略取及び誘拐罪・人身売買（刑法第224条から第226条の2までの罪）

逮捕及び監禁罪（逮捕等致死傷罪を含む。）

傷害致死罪

傷害罪のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの

以上の罪のほか、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件は除く。）
危険運転致死傷罪

4 運用に当たっての配意事項

(1) 職員に対する教養

情報提供制度を適正に運用し、被害者等への早期支援を実現するため、直接被害者と接する担当者はもちろん、全職員に対し、情報提供制度の意義・重要性、支援センターの役割、支援活動内容及び同センターとの連携の重要性を教養し、周知徹底すること。

(2) 被害者等への確実な教示

情報提供制度の教示に当たっては、別添「犯罪被害者等早期援助団体への情報提供について」を活用し、支援センターは公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により守秘義務が課せられていることや、提供し得る援助の具体的内容等を丁寧に説明して情報提供の意向確認を行うこと。

また、被害者等が情報提供に対する希望の有無の回答を保留した場合は、後日確実に再確認し、情報提供を断った場合であっても、被害者等の状況から早期援助団体による支援が必要と認められるときは、被害者等が落ち着いた時期に再度説明するなどの措置に配慮すること。

(3) 広報活動の推進

支援センターの活動等を広く県民に浸透させ、情報提供制度を効果的に運用するため、各種会議の席上や広報資料等の作成・発出といったあらゆる機会を活用し、積極的な広報活動を行うこと。

犯罪被害者等早期援助団体への情報提供について

Q1 『犯罪被害者等早期援助団体』って何ですか？

法律に基づいて、各都道府県公安委員会から、被害者等への様々な支援を適正に、そして確実に行うことができる団体として指定を受けた団体です。

犯罪被害者等早期援助団体の職員には、法律により守秘義務が課せられています。

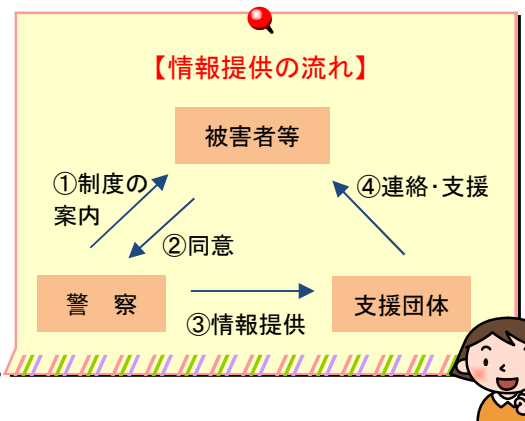
長野県では、『特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター』が、長野県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けています。

Q2 情報提供ってどんなことをするの？

警察から、犯罪被害者等早期援助団体に

- 被害者等の情報
氏名、住所、性別、生年月日、連絡先
- 犯罪被害等の概要
いつ、どこで、どんな被害にあったのか等

の中で、被害者等の同意があった範囲の情報を伝えます。



Q3 どうしてそんなことをするんですか？

大きく2つの理由があります。

ひとつは、被害者等が「いつ、どこで、どんな被害にあったのか」といったことを改めて説明する負担をなくすことができます。

もうひとつは、犯罪被害者等早期援助団体の方から連絡を取ることができるようになり、早い段階からの支援が可能になります。

Q4 『特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター』ってどんな団体？

特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センターは、犯罪などに巻き込まれ、被害を受けてしまった方々に寄り添い、被害の軽減及び回復に資するための支援活動を行っている団体です。

平成11年6月から支援活動を行っており、多くの専門家やボランティアが活動を支えています。

活動内容は、

- 電話相談、面接相談（専門的な訓練を積んだ相談員による相談）
 - 直接的支援（希望に応じて、相談員による病院、裁判所等への付き添いなどの直接支援）
- 等の他、警察をはじめとする関係機関・団体等との連携を密にし、被害者等のニーズに沿った支援を行っています。※ 相談は無料です。

犯罪にまきこまれることは、大変つらく苦しいことです。
一人で思い悩む必要はありません。

